

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

徳島国民年金 事案610

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から46年3月まで
② 昭和50年4月から53年7月まで
③ 昭和58年4月から同年10月まで

時期は覚えていないが、A市区町村役場又は社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、保険料については、自宅に来てくれていた婦人会の集金人を通じて納付した。申立期間の国民年金保険料についても、滞りなく納付したと思う。申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、7か月と比較的短期間であるとともに、被保険者台帳管理簿、A市区町村が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿等において、申立人は、昭和55年6月24日付けで国民年金に任意加入するとともに、申立期間③直前までの期間（計34月）の保険料を全て納付していることが確認できる。

また、A市区町村が保管する前述の被保険者名簿及びA市区町村の回答によれば、申立人は、申立期間③以後の昭和59年12月21日に資格喪失手続（資格喪失日は、昭和58年11月21日）を行っていることが確認できるとともに、申立人が申立期間③に係る昭和58年度の国民年金保険料に係る納付書を入手していたことが推認されることから、申立人においては、申立期間③の国民年金保険料の納付を妨げるような特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号の

払出し（国民年金の加入手続）は、前述のとおり、昭和55年6月24日付けで行われたものと推認され、当該時点において、申立期間①及び②の保険料を特例納付により納付することは可能であり、申立人が、申立期間①直前の36年8月から37年7月までの期間の保険料について、納付期限直前の55年6月27日に特例納付により納付していることが確認でき、当該期間のうち、36年9月から37年1月までの期間については、厚生年金保険の被保険者期間等であることが判明したため、後日、当該期間に係る保険料が申立人へ還付されている。

しかしながら、申立期間①及び②は計144月と長期間であり、当該期間の保険料を特例納付により納付する場合、保険料額は約57万円と高額となるところ、申立人からは、申立期間①及び②の国民年金保険料について、前述の特例納付と合わせて、又は別途納付したことをうかがわせる具体的供述等は得られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和45年3月1日にC事業所に入社し、49年5月31日までの期間において継続して勤務し、46年8月21日から47年7月31日までの期間について、C事業所からA事業所B工場へ出向していた。申立期間は、出向先のA事業所B工場からC事業所へ戻る直前の時期であるが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、継続して勤務しているのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和46年8月21日から47年7月31日までの期間について、A事業所B工場に勤務していたことが確認できる。

また、C事業所からの回答及び同社が保管するA事業所B工場に係る昭和47年7月分の給与支給明細表から、申立人が45年3月1日から49年5月31日までの期間についてC事業所に継続して勤務し（昭和46年8月21日から47年7月31日までの期間については、A事業所B工場へ出向し、同年8月1日に同社B工場からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A事業所B工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和47年6月の記録及び申立

人の同社B工場に係る同年7月分の給与支給明細表に登載された厚生年金保険料の控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和47年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年5月までの期間、同年7月から5年3月までの期間及び6年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月及び同年5月
② 平成4年7月から5年3月まで
③ 平成6年4月から8年3月まで

全ての申立期間に係る夫婦の国民年金保険料は、A金融機関(現在は、B金融機関)の職員へ夫婦別々の納付書と現金を手渡し、毎月1か月分ずつ一緒に納付したにもかかわらず、申立期間について、私のみ納付済期間とされていないことに納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「全ての申立期間に係る夫婦の国民年金保険料は、A金融機関の職員に夫婦別々の納付書と現金を手渡し、毎月1か月分ずつ一緒に納付した。」と主張しているところ、オンライン記録及びC市区町村の電算記録によれば、申立人の夫の申立期間①及び②に係る平成4年度の国民年金保険料は、申立人の夫の申立期間③のうちの一部期間に係る6年度の国民年金保険料を現年度納付する際、一緒に過年度納付している状況が確認できることなど、申立人の主張と矛盾している。

また、申立人は、B金融機関に本人名義の預金口座を開設していないものの、全ての申立期間に係る申立人の国民年金保険料を同金融機関に開設された夫の預金口座から出金して納付することは可能であるところ、B金融機関から提出された申立人の夫の平成6年10月及び同年11月に係る取引明細等を確認したところ、4年度の国民年金保険料(9,700円)及び6年度の国民年金保険料(1万1,100円)が、申立人の夫のみの国民年金保険料として、各月の28日にそれぞれ1か月分納付されていることは確認できるが、

申立人に係る国民年金保険料が納付された記録等は確認できないことなど、申立人の全ての申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の夫が経営していた商店に集金に訪れていた旧A金融機関職員二人にから事情を聴取したところ、夫婦のことは記憶しているものの、国民年金保険料の納付を依頼されたことについては記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける供述は得られない。

加えて、オンライン記録及びC市区町村の電算記録のいずれにも、全ての申立期間について申立人に係る国民年金保険料が納付された事実は記録されておらず、不自然に訂正された形跡も認められない。

このほか、申立人が全ての申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、全ての申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全ての申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案612

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年3月までの国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年3月まで

平成元年3月に結婚した後、義母が、A市区町村役場（現在は、B市区町村）において私の国民年金加入手続を行った。その頃、同役場職員から、「未納となっている国民年金保険料を遡って納付できる。」と教えられた。

後日、義母から現金を借りて、同役場窓口において、申立期間の保険料を納付し、その際、役場からレシートを受け取ったことを記憶している。

申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後に手帳記号番号が払い出された被保険者の資格取得状況等から判断すると、平成元年5月以降に払い出されたものと推認され、当該手続により、申立人は、入籍日翌日の同年4月*日付けで初めて国民年金被保険者の資格（第3号被保険者）を取得しているが、同日以前の申立期間については、オンライン記録、A市区町村作成の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても、国民年金の未加入期間として取り扱われていることが確認できる上、行政の記録管理は適切に行われており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人は、「私の国民年金加入手続は、義母が行ってくれた。当時、年金を遡って納めることについて、義母と役場の国民年金係、又は集金人が話をしたと記憶している。その後、申立期間の保険料納付に関するハガキが送られてきて、A市区町村役場出納窓口において、当該ハガキを添えて申立期間の国民年金保険料約20万円を一括して現金で納付した。その際、

レシートを受け取った。」と供述しているところ、i) 申立人の義母に照会したところ、「当時、申立人へ、当家の固定資産税等を納付するための現金を渡した記憶はある。」としているが、申立人の国民年金加入手続、申立人の国民年金保険料に係る役場担当者等との会話、前述の保険料納付に関するハガキ等については、「記憶は無い。」と回答していること、ii) B市区町村に対して当時のA市区町村役場窓口での国民年金保険料の収納方法等を確認したが、申立内容を裏付ける事実は確認できなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案613

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年3月まで

申立期間当時、A市区町村役場担当窓口において、国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付したにもかかわらず、未納となっている。

納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市区町村が保管する「国民年金資格得喪履歴」によれば、平成11年4月5日付けで申立人に係る国民年金加入手続が行われ、その際、申立期間に係る「資格取得日：昭和57年1月22日、資格喪失日：昭和57年4月1日」の記録が登録されたものと推認され、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、前述の11年4月5日以前に、申立人に別の国民年金加入手続が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付等に関与しておらず、国民年金加入手続等を行ったとする申立人の父親は、「申立期間において、A市区町村窓口で国民年金加入手続を行い、同時に申立期間の保険料を納付したと思う。納付金額のこと、保険料を現金で納めたか、納付書で納めたか等の納付方法についてもあまり覚えていない。」とするなど具体的な供述は得られない上、A市区町村は、「申立期間当時、当役場窓口では、国民年金保険料の現金収納は行っておらず、納付書の発行のみ行っており、保険料の収納は指定金融機関が行っていた。また、当時は国民年金手帳及び納付書の発行に数日要していたため、保険料を即日納付することはできなかったと思われる。」と回答するなど、申立内容を裏付ける事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案614

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から51年3月まで

国民年金については、昭和51年3月頃にA市区町村役場B支所において、義父が加入手続を行ってくれているはずである。

国民年金保険料については、私が里の母親からもらった5万円程度のお金で、義父がA市区町村役場B支所において一括納付してくれているはずである。

厳格な義父が国民年金保険料を納付していないとは考え難いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、被保険者台帳管理簿により昭和51年5月頃に払い出されたものと推認でき、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間のうち、昭和45年5月から49年3月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和49年4月以降の国民年金保険料については、過年度納付することは可能であったものの、過年度納付に必要となる保険料額は2万4,600円であり、申立人の主張する納付額である5万円程度と大きく相違している。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする申立人の義父は既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、A市区町村役場への照会結果によると、申立期間当時、同役場B支所において国民年金に係る事務が行われていなかったことがうかがえる上、申立人の主張のとおり、71か月分の国民年金保険料を遡って納付で

きた状況も見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月9日から29年2月1日まで
② 昭和29年8月1日から30年12月31日まで

私は、昭和28年3月9日から30年12月31日までの期間においてA事業所B課に勤務しており、在職証明書もある。継続して勤務していたにもかかわらず、両申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が無いのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA事業所発行の在職証明書及びA事業所B課(申立事業所)保管の履歴書から、申立人が、両申立期間において、申立事業所のC業務職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所原簿において、申立事業所は、昭和28年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①のうち、同年3月9日から同年12月1日までの期間においては、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA事業所(D課)の回答によれば、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和28年12月1日付けで被保険者の資格を取得した30人のうち、職種が確認できる23人は全て、申立人と職種の異なる「E業務職員」であることが確認できる。

さらに、i) 前述の被保険者名簿において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和28年12月1日の翌日から30年8月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者は、申立人を含めて7人確認できるところ、当該7人は、前述のE業務職員23人と同様に、いずれも28年12月1日以前から勤務していることが確認できること、ii)

申立人が記憶する同僚が、当時の申立事業所における経理等の担当者として挙げた者は、「私は、昭和29年から30年頃（申立期間②当時）までの期間において、申立事業所にC業務職員として勤務していた。勤務していた期間については、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、申立事業所に係る前述の被保険者名簿等において、当該同僚の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、申立事業所では、必ずしも全てのC業務職員について、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に、又は勤務開始と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、E業務職員23人のほぼ全員が、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和28年12月1日から37年4月1日までの長期間に渡り厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一方、申立人を含む4人については、一律に29年2月1日に資格取得、同年8月1日に資格喪失し、計6か月間の被保険者期間であることが確認できることなどから判断すると、申立事業所では、職種等によって厚生年金保険の取扱いが異なっていた可能性もうかがえる。

また、申立事業所は、当時の賃金台帳等関連資料を保管しておらず、申立人の給与からの厚生年金保険料控除等について確認できる資料は得られない上、「C業務職員の全員を厚生年金保険に加入させていたか否かは、資料が無く不明である。」と回答するなど、申立人の給与からの厚生年金保険料控除の状況やC業務職員に係る厚生年金保険の取扱い等を確認できる資料は得られない。

さらに、前述の同僚を含めて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、両申立期間当時に被保険者記録が確認できる者等10人へ照会したが、両申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、同被保険者名簿を確認したが、申立人に係る昭和29年2月1日資格取得、同年8月1日資格喪失の記録以外に、申立人の被保険者記録は確認できず、当該記録は申立人に係るオンライン記録と一致している。

このほか、両申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月22日から47年2月1日まで

A事業所B工場に勤務していた申立期間の標準報酬月額について、賃金計算書の支給総額に見合う標準報酬月額と年金事務所が記録する標準報酬月額を比較して2等級以上の差があるので、調査の上、賃金計算書の支給総額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。申立人から提出された昭和43年4月から44年6月までの期間及び同年8月から46年12月までの期間に係る賃金計算書によると、当該期間のうち、一部の期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、昭和44年7月及び47年1月については、申立人は当該期間に係る賃金計算書を所持しておらず、申立事業所は、「申立期間に係る控除額等

を確認できる関連資料は無い。」と回答していることから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額を訂正したなど不自然な記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間③及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月1日から同年9月1日まで
② 昭和47年9月29日から同年10月1日まで
③ 昭和43年9月1日から47年9月29日まで
④ 昭和47年10月1日から同年11月9日まで
⑤ 昭和48年9月1日から57年6月1日まで

申立期間①については、A事業所に勤務していた昭和43年6月1日から同年9月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A事業所に勤務していた昭和47年9月29日から同年10月1日まで期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③については、A事業所において、毎日、朝の定時より約一時間早く出勤し、夜は午後10時頃までの時間帯において業務に従事しており、基本給の約2倍の給与額が支給されていたにもかかわらず、申立期間③の標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低く記録されているので、実際の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間④については、B事業所に勤務していた昭和47年10月1日から同年11月9日までの期間において、厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間とし

て認めてほしい。

申立期間⑤については、C事業所において、毎日、朝定時より約一時間早く出勤し、残業もしていたので、入社した頃は月10万円前後、退職する頃には約19万円の給与を支給されていた。当該期間の標準報酬月額が、支給されていた給与額よりも低く記録されているので、実際の給与支給額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、A事業所は既に廃業しており、当該期間当時の役員も既に死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者原票を確認したところ、健康保険番号1番（資格取得日は昭和42年6月1日）から健康保険番号125番（資格取得日は昭和47年10月1日）までの期間において、申立人の氏名が確認できるのは健康保険番号*番（資格取得日は昭和43年9月1日、資格喪失日は47年9月28日）のみであり、この記録はオンライン記録と一致している上、資格の取得日及び喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

- 2 申立期間④について、B事業所は、「申立期間④当時の社会保険関係の書類によると、申立人の資格取得日は昭和47年11月9日となっており、入社から約1か月後に厚生年金保険に加入させていたと思われる。申立期間④に係る保険料は給与から控除していない。」と回答しており、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険の加入、厚生年金保険料の控除等をうかがわせる関連資料及び供述は得られない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間④当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、前述の被保険者原票を確認したところ、健康保険番号*番の者が昭和47年3月1日に資格取得しており、次の健康保険番号*番で申立人の記録が確認できる上、申立人の記録（資格取得日は昭和47年11月9日）は、オンライン記録及びB事業所から提出された健康保険厚生年金保険資格取得決定通知書の資格取得日と一致している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は

無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間③について、A事業所は既に廃業しており、申立期間③当時の役員も既に死亡していることから、申立期間③における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料等は得られない上、申立人が、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な点は無く、オンライン記録にある標準報酬月額とも一致しており、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

- 5 申立期間⑤について、C事業所は既に廃業しており、申立期間⑤当時の役員も既に死亡していることから、申立期間⑤における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料等は得られない上、申立人が、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載に不自然な点は無く、オンライン記録にある標準報酬月額とも一致しており、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

- 6 このほか、申立人は、申立期間③及び⑤に係る厚生年金保険料の控除額について記憶しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる給与明細書等も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③及び⑤において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。